

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成20年3月28日京都市条例第44号) (総務局人事部給与課)

地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「法」といいます。)の一部改正に伴い、次のとおり、育児休業及び育児のための部分休業の内容を改定する等の措置を講じるとともに、規定を整備することとしました。

1 再度の育児休業をすることができる特別の事情がある場合の追加

再度の育児休業をすることができる特別の事情がある場合として、育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復した場合を追加します。

2 育児休業をした職員の職務復帰後における給料月額調整

育児休業をした職員が職務に復帰したときにおける給料月額調整に係る当該育児休業の期間の取扱いを次のとおり改定します。

改正前	改正後
当該育児休業の期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなす。	他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなす。

3 育児のための部分休業の承認に係る要件の緩和

育児のための部分休業の承認に係る要件を次のとおり改定します。

改正前	改正後
職員の託児の態様、通勤の状況等か	子を養育するために必要と認めら

ら必要と認められる時間について、30分を単位として行う。

れる場合について、15分を単位として行う。

4 教職員に係る法第10条等の規定の適用

- (1) 教職員は、教育委員会の承認を受けて、法第10条第1項各号列記以外の部分に規定する勤務をすることができることとします。
- (2) (1)の勤務の承認又は当該勤務の期間の延長の請求は、教育委員会が定める請求書により、当該勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うこととします。
- (3) 教育委員会は、法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、教職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならないこととします。
- (4) 教職員で(1)の勤務をすることができないもの、当該勤務の形態等については、京都府立学校教職員の例に準じて教育委員会が定めることとします。

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第44号

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第6号中「ほか、」の右に「職員が」を加え、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「より育児休業」を「より当該育児休業」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第3条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の別に定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第5条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「育児休業に係る子を」を「職員が育児休業により養育している子を当該」に改める。

第12条を第15条とし、第11条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(教職員に係る法第10条等の規定の適用に関する特例)

第14条 教職員は、教育委員会の承認を受けて、法第10条第1項各号列記以外の部分に規定する勤務をすることができる。

2 前項の勤務の承認又は当該勤務の期間の延長の請求は、教育委員会が定める請求書により、当該勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

3 教育委員会は、法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、教職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

4 教職員のうち法第10条第1項各号列記以外の部分に規定する条例で定める職員及び特別の事情、同項第5号に規定する条例で定める勤務の形態並びに法第17条に規定する条例で定めるやむを得ない事情については、京都府立学校教職員の例に準じて教育委員会が定める。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第8条中「、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要と認められる時間について、30分」を「15分」に改め、同条を第10条とする。

第7条を第9条とする。

第6条の見出し中「職務復帰後」を「育児休業をした職員の職務復帰後」に改め、同条中「ときは、当該育児休業の期間の2分の1に相当する」を「場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た」に改め、同条を第8条とする。

第5条の3の見出しを「(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)」に改め、同条を第7条とする。

第5条の2の見出しを「(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)」に改め、

同条を第6条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における給料月額調整に関する経過措置)

2 この条例による改正後の京都市職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の規定は、育児休業をした職員がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職務に復帰した場合における給料月額の調整について適用し、育児休業をした職員が施行日前に職務に復帰した場合における給料月額の調整については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に育児休業をしている職員が施行日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第8条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち平成20年4月1日以前の期間については、2分の1）」とする。

(関係条例の一部改正)

4 京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第16条第4項中「第7条」を「第9条」に改める。

(総務局人事部給与課)